

件名	松前町立保育所条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	子育て・健康課
改正対象	松前町立保育所条例（平成27年松前町条例第10号）
根拠法令等	
改正理由	<p>松前町立保育所の開所時間は、通常、午前7時15分から午後6時15分までであり、延長保育を実施している松前ひまわり保育所のみ午前7時から午後7時までとしている。</p> <p>しかし、延長保育のニーズの高まりにより松前ひまわり保育所への入所希望が集中している。</p> <p>ついては、保育定員の充足率が低い白鶴保育所で令和3年4月1日から延長保育を実施することで、入所希望の分散を図る。</p> <p>これらのことを踏まえ、所要の改正を行うもの。</p>
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・用語の改正「時間外保育」→「延長保育」 ・開所時間の改正 <ul style="list-style-type: none"> 延長保育を実施する保育所と実施しない保育所の開所時間を項を分けて規定。 <ol style="list-style-type: none"> 1 延長保育を実施しない保育所 <ul style="list-style-type: none"> 平日 午前7時15分から午後6時15分 土曜日 午前7時30分から午後0時30分 2 延長保育を実施する保育所 <ul style="list-style-type: none"> 平日 午前7時から午後6時まで（午後6時から午後7時までは延長保育） 土曜日 午前7時30分から午後0時30分まで
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	